

専利代理条例（改定草案送審版）

2011年2月11日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利代理条例（改定草案送審版）

第1章 総則

第1条 専利代理行為を規範化し、委任者、専利代理機構及び専利代理師の合法的權益を保障し、専利代理業界の正常な秩序を擁護し、専利代理業界の健全な発展を促進し、革新型国家の建設における専利代理師の役割を発揮させるために、「中華人民共和国専利法」に基き、本条例を制定する。

第2条 本条例に称される専利代理とは専利代理機構が委任者の委任を受け、委任者の名義で、代理権限の範囲内で、専利登録出願又は他の専利事務を取り扱う行為である。

第3条 専利代理機構と専利代理師は業務執行中に、法律を守り、職業道德及び業務執行紀律を守り、法により職責を履行しなければならない。

専利代理機構と専利代理師が法により業務を執行することは法律に保護される。

第4条 国務院専利行政部門は全国の専利代理業務を管理する。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は本条例の規定に基き、各自の行政区域内の専利代理業務を管理する。

第5条 中華全国専利代理師協会は社団法人であり、専利代理業界の自律的な組織である。国務院専利行政部門は、法により中華全国専利代理師協会に対して、監督、指導を行う。

中華全国専利代理師協会の定款は全国会員代表大会が制定し、国務院専利行政部門に届け出る。

中華全国専利代理師協会は法により専利代理業界の自律規範を起草し、国務院専利行政部門に提出し、許可を受けた後に施行する。

専利代理師と専利代理機構は中華全国専利代理師協会に加入すべきである。

第2章 専利代理師

第6条 本条例に称される専利代理師とは、「専利代理師資格証」と「専利代理師業務執行証」を持っている人員のことである。

第7条 中華人民共和国憲法を擁護し、以下の条件に合致する中国国民は、国務院専利行政部門に専利代理師資格証を授与するように申請することができる。

- (1) 品行が良好である。
- (2) 満18歳以上、完全な民事行為能力を有する。
- (3) 理工科4年制大学以上の学歴を有する。
- (4) 国務院専利行政部門が組織する全国専利代理師資格試験に合格した。

第8条 中華人民共和国憲法を擁護し、完全な民事行為能力を有し、且つ以下の条件

に合致する中国国民は、国務院専利行政部門に専利代理師資格証を審査・授与するように申請することができる。

- (1) 品行が良好である。
- (2) 4年制大学以上の学歴を有する。
- (3) 専利審査、専利関連法律の研究に10年以上従事した。
- (4) 高級職称又はそれに相当する業務レベルを持っている。

前項に言う資格証の審査・授与の具体的な規則は国務院専利行政部門により制定される。

第9条 既に専利代理師資格証を取得した人員が下記のいずれかに該当する場合、国務院専利行政部門はその専利代理師資格証を取消す。

- (1) 詐欺等の不正手段を以って全国専利代理師資格試験を申込場合。
- (2) 全国専利代理師資格試験中に深刻なカンニング行為がある場合。
- (3) その他申請条件に合致しない場合。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は既に専利代理師資格証を取得した人員が前項のいずれかに該当していると発見した場合、国務院専利行政部門にその代理師資格証を取消すよう申し立てなければならない。

第10条 専利代理師業務執行証を申請するには、以下に掲げる条件に合致しなければならない。

- (1) 品行が良好である。
- (2) 専利代理師資格証を持っている。
- (3) 専利代理師資格証を取得した後、専利代理機構で1年間以上実習した。
- (4) 専利代理機構と雇用契約を締結している。
- (5) 申請する時の年齢は、満70歳を超えていない。

第11条 下記のいずれかに該当する場合、専利代理師業務執行証を授与しない。

- (1) 国家機関、企業、事業機関又はその他の組織に務めている。
- (2) 故意の犯罪で、刑事処罰を受けたことがある。
- (3) 公職から追放された。
- (4) 関連の法律、行政法規の規定により、専利代理業務に従事してはならない。

第12条 専利代理師業務執行証を申請するとき、中華全国専利代理師協会に業務執行申請書及び関連の証明書類を提出しなければならない。

中華全国専利代理師協会は申請に対して審査を行った後、本条例の規定に合致している場合、申請を受け取った日より20日以内に専利代理師業務執行証を授与しなければならない。本条例の規定に合致しない場合、申請を受け取った日より20日以内に書面にて申請者に通知し、またその理由を説明しなければならない。

第13条 中華全国専利代理師協会は業務執行証を取得した人員の名簿を国務院専利行政部門に届出なければならない。国務院専利行政部門は業務執行証の授与が本条例の規定に合致しないと発見した場合、中華全国専利代理師協会に取消すよう通知しなければならない。

中華全国専利代理師協会による専利代理師業務執行証の不授与又は取消決定に異

議がある場合は、通知を受け取った日より 15 日以内に国務院専利行政部門に上告を申し立てることができる。

第 14 条 専利代理師が専利代理機構を退職する場合、適切に業務の引継ぎ手続きを行い、また引継ぎが完了した日より 10 日以内に中華専利代理師協会で業務執行証の抹消手続きを行わなければならない。

第 15 条 専利代理師が業務執行証を取得した後、以下に掲げるいずれかの状況に該当する場合、中華専利代理師協会はその専利代理師業務執行証を取消す。

- (1) 業務執行している専利代理機構以外の組織と労働関係又は人事関係を結んだ。
- (2) 民事行為能力を完全に又は部分的に失った。
- (3) 故意の犯罪で、刑事処罰を受けた。
- (4) 専利代理師資格証を取消され、又は取上げられた。
- (5) 関連の法律、行政法規の規定により、専利代理業務に従事してはならない。

第 16 条 中華全国専利代理師協会は迅速に社会に専利代理師業務執行証を取得し、抹消され、取消された人員の情報を公開しなければならない。

第 3 章 専利代理機構

第 17 条 専利代理機構は一般パートナー企業、特別な一般パートナー企業又は有限責任会社である。

専利代理機構はパートナー企業である場合、3 名以上のパートナーがいなければならない。専利代理機構は有限責任会社である場合、5 名以上の出資者がいなければならない。

第 18 条 専利代理機構を設立するには、以下に掲げる条件に合致しなければならない。

- (1) パートナー協議書又は社内マニュアルがある。
- (2) 独立した営業場所を持っている。
- (3) その業務活動に相応した資産を持つ。
- (4) 本条例に規定する条件を満足するパートナー又は出資者がある。
- (5) 財務が独立している。

第 19 条 専利代理機構のパートナー又は出資者は以下に掲げる条件を満足しなければならない。

- (1) 品行が良好である。
- (2) 専利代理師資格証を持っている。
- (3) 2 年以上の専利代理師業務執行経験を持つ。
- (4) 専任で専利代理業務に従事できる。

専利代理機構の法定代表者は出資者でなければならない。

第 20 条 下記のいずれかに該当する場合、専利代理機構のパートナー又は出資者になることを申請してはならない。

- (1) 完全な民事行為能力を有していない。
- (2) パートナー又は出資者になることを申請する時の年齢は満 65 歳を超えている。
- (3) パートナー又は出資者になることを申請する前の 3 年以内に、本条例に規定する警告以上の懲戒を受けたことがある。
- (4) パートナー又は出資者になることを申請する前の 3 年以内に、年度検査に合格しなかったことがある。

専利代理機構のパートナー又は出資者になって 2 年未満の場合、他の専利代理機構のパートナー又は出資者になることを申請してはならない。

第 21 条 専利代理機構の設立を申請するには、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 専利代理機構設立申請書。
- (2) パートナー協議書又は会社定款。
- (3) パートナー又は出資者の専利代理師資格証と身分証明書のコピー。
- (4) パートナー又は出資者の履歴書及び人事保存書類の保存証明。
- (5) 出資証明、営業場所と執務施設についての説明。
- (6) パートナー又は出資者が元の専利代理機構との雇用関係が終了したことの証明。
- (7) その他の必要証明書類。

第 22 条 専利代理機構の設立を申請する場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に申請を提出しなければならない。

申請書類が完全ではない又は法定の形式に合致しない場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は申請書類を受け取った日から 5 日以内に一括で申請者に補正が必要な内容を全て告知しなければならない。期限を過ぎても告知しない場合、申請書類を受け取った日に受理したとみなす。

第 23 条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は申請を受理した日より 20 日以内に審査し、また審査意見と全ての申請書類を国務院専利行政部門に提出しなければならない。

国務院専利行政部門は書類を受け取った日より 20 日以内に審査し、設立の可否を決定しなければならない。設立を許可する場合、申請者に対して専利代理機構業務執行許可証を発行し、設立を許可しない場合、申請者に書面にて通知し、またその理由を説明する。

国務院専利行政部門は申請書類の実質的な内容を確認するため 20 日以内に決定することが難しい場合、その責任者の許可を得て、10 日間延長することができるが、期限延長の理由を申請者に知らせなければならない。

第 24 条 申請者は国務院専利行政部門が授与した専利代理機構業務執行許可証を受取った後、関連法律、行政法規の規定に従い、許可証を持って設立登記をしなければならない。

専利代理機構は営業許可証を受取った日より 30 日以内に国務院専利行政部門に届け出なければならない。

第 25 条 下記の条件に合致する専利代理機構は、分支機構の設立を申請することが

できる。

(1) 設立時間は満3年である。

(2) 10名以上の専利代理師を有し、且つ少なくとも2名の専利代理師が設立予定の分支機構で業務執行する。

(3) 分支機構の設立を申請する前の3年以内に、本条例に規定する懲戒を受けたことがない。

(4) 直近の年度検査に合格した。

第26条 専利代理機構が分支機構を設立するとき、設立予定の分支機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門の許可を取得し、国务院専利行政部門及び専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に届け出なければならない。

分支機構は所属する専利代理機構の名義で専利代理業務を受託しなければならない。

第27条 専利代理機構が名称、経営場所、パートナー又は出資者、法定代表者又は執行事務パートナーを変更する場合、国务院専利行政部門に業務執行許可証変更の手続きを申請しなければならない。申請が本条例の規定に合致する場合、国务院専利行政部門は受理した日より20日以内に変更後の業務執行許可証を発行しなければならない。申請が本条例の規定に合致しない場合、変更を拒絶し、書面にて申請者に通知し、また理由を説明する。

専利代理機構の支機構の名称、経営場所等に変更がある場合は、前項の規定を参照して国务院専利行政部門に変更手続きを行わなければならない。

第28条 専利代理機構が業務執行許可証を取得した後、状況の変化によって本条例に定めた条件に合致しなくなった場合、国务院専利行政部門は期限内で是正するよう命じ、是正後も不合格の場合、その業務執行許可証を取消す。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は専利代理機構が状況の変化によって本条例に定めた条件に合致しなくなったと発見した場合、国务院専利行政部門に処理するよう申し立てなければならない。

第29条 専利代理機構は変更が許可され、取消され又は解散した後、法により登記機関に変更登記、抹消登記を行わなければならない。

第30条 以下に掲げる条件に合致する弁護士事務所は、本条例第22条の規定に基づき、専利代理業務への事業展開を申請することができる。

(1) 少なくとも3名のパートナーが専利代理師資格証を持っている。

(2) 当該3名のパートナーは本条例第19条に定めた条件に合致し、且つ本条例第20条に定めた状況がない。

弁護士事務所が許可を得て専利代理業務を執行する場合、本条例における専利代理機構に関する規定に従って管理する。

第31条 国务院専利行政部門は業務執行許可証を取得し、抹消され、取消され、取り上げられた専利代理機構の情報を迅速に社会に公表しなければならない。

第4章 専利代理業務

第32条 専利代理機構は委任を受けて、以下に掲げる業務を代理する又は引受けることができる。

- (1) 専利事務に関する諮問サービス又は専利コンサルティングの提供。
- (2) 専利登録出願。
- (3) 専利権無効審判の請求。
- (4) 専利出願権、専利権の譲渡及び専利実施許諾契約の締結。
- (5) 専利に関わる訴訟。
- (6) その他の専利事務。

専利訴訟業務を代理する専利代理師はさらに弁護士資格証書又は国家統一司法試験合格証書を有しなければならない。

第33条 専利代理機構が委任を受けるとき、委任者と書面による委任契約書を締結しなければならない。

専利代理機構は本機構に業務執行している専利代理師を指名し、専利代理業務を担当させなければならない。

第34条 専利代理機構は委任を受けた後、同一の専利出願又は専利権に関連する事務について、利害衝突関係にある別の当事者の委任を受けてはならない。

専利代理師は、同一の専利出願又は専利権に関連する事務について、利益衝突関係にある双方又は多方の当事者に代理サービスを提供してはならない。

第35条 専利代理機構が解散する場合、解散する前に委任者と委任を解除し、まだ完成していない各種の専利代理業務を適切に処理し、また国務院専利行政部門に登録取消手続きを行わなければならない。

第36条 専利代理機構が業務執行許可証を取消された又は取り上げられた場合、取消し又は取り上げの通知書を受取った日より30日以内に委任者に通知し、委任者と委任を解除し、まだ完成していない各種の専利代理業務を適切に処理しなければならない。

第37条 専利代理師は真剣に専利代理の義務を履行し、委任者の合法的權益を守らなければならない。

第38条 専利代理師は専利代理機構の指示に従い、委任を受けた権限内で、専利代理業務を引き受けるものとし、無断で委任を引き受けてはならない。

専利代理師は同時に二つ又は二つ以上の専利代理機構で専利代理業務に従事してはならない。

第39条 専利代理機構と専利代理師は代理業務の活動で知り得た発明創造の内容に対しては、専利出願で既に公布又は公告された部分を除き、秘密保持の責任を負う。

第 40 条 国務院専利行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に務めたことがある専利代理師は、本人が審査、審理した又は扱ったことがある専利出願又は専利案件を代理してはならない。

第 41 条 専利代理機構と専利代理師は国家の規定に基づき、専利代理の援助義務を履行し、基準に適う専利代理の援助サービスを提供し、被援助者の合法的權益を守らなければならない。

第 42 条 専利代理機構は業務執行管理、利益衝突審査、料金請求及び財務管理、苦情調査処理、年度検査、保存書類管理などの制度を構築・健全化し、業務執行活動における専利代理師の職業道徳、業務執行紀律の遵守状況を監督しなければならない。

第 43 条 如何なる組織又は個人でも専利代理機構業務執行許可証又は専利代理師業務執行証なしで、専利代理機構又は専利代理師の名義で専利代理業務を行ってはならず、また経営を目的に本条例第 32 条第 2 項、第 3 項に定めた業務に従事してはならない。

第 5 章 監督検査と法律責任

第 44 条 国務院専利行政部門は、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門が専利代理機構と専利代理師に対し年度検査を行うよう組織し、また適時に、社会に年度検査の結果を公開することに責任を負う。

第 45 条 専利代理師に下記のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は期限を決めて是正を要求し、警告や通告批判を与える。情状が重大であるか又は期限を過ぎても是正しない場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は新規専利代理業務の引受けを 6 ヶ月ないし 12 ヶ月停止する懲戒を与える。

(1) 専利代理師資格証又は専利代理師業務執行許可証を書換え、転売、賃貸し、貸し出しする。

(2) 同一の専利出願又は専利権に関連する事務について、利害衝突関係にある双方又は多方の当事者に代理サービスを提供する。

(3) 専利代理機構を退職した後、適切に業務の引継ぎ手続きを行っていない。

(4) 無断で委任を引受けて専利代理業務を行う。

(5) 同時に二つ又は二つ以上の専利代理機構で専利代理業務に従事する。

(6) 専利代理義務を履行しない又は怠り、委任者に損失をもたらした。

(7) 国務院専利行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に務めたことがある専利代理師は、本人が審査、審理した又は扱ったことがある専利出願又は専利案件を代理する。

(8) 専利代理援助義務の履行を拒絶する。

(9) その他の違法行為がある。

前項に規定する違法行為については、国務院専利行政部門は必要に応じて直接処理することができる。

第 46 条 専利代理師が下記のいずれかの行為がある場合、国務院専利行政部門はその専利代理師資格証を取り上げる。

- (1) 国家秘密又は委任者の営業秘密を漏洩する。
- (2) 委任者の発明創造を横領・剽窃・漏洩する。
- (3) 関連の行政、司法機関の職員に賄賂を与えるか、又は当事者が賄賂を与えるように示唆・誘導する。
- (4) 虚偽の証拠を提出し、重要な事実を隠し、又は虚偽の証拠を提出し、重要な事実を隠すよう他人を脅かしたり利益で釣ったりする。
- (5) 本条例第 45 条に定めた行為があり、情状が特に重大である。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は専利代理師に前項に記載されたいずれかの行為があると発見した場合、国務院専利行政部門にその専利代理師資格証を取り上げるよう申し立てなければならない。

第 47 条 下記状況のいずれかがある場合、国務院専利行政部門は専利代理機構のパートナー又は出資者に対し 2 年以内に専利代理業務に従事してはならない懲戒を与える。情状が重大である場合、国務院専利行政部門は専利代理機構のパートナー又は出資者の専利代理師資格証を取り上げる。

- (1) 専利代理機構を申請する時、真実を隠し、虚偽をなした。
- (2) 専利代理機構は本条例第 35 条、第 36 条の規定に違反した。

専利代理機構は前項第 2 号の行為のため委任者に損失をもたらした場合、そのパートナー又は出資者が法により賠償責任を負う。

第 48 条 専利代理機構は下記行為のいずれかがある場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は期限を決めて是正を要求し、警告や通告批判を与える。情状が重大である又は期限を過ぎても是正していない場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は新規専利代理業務の引受けを 6 ヶ月ないし 12 ヶ月停止する懲戒を与える。情状が特に重大である場合、国務院専利行政部門はその専利代理機構業務執行許可証を取上げる。

- (1) 設立を申請する時、真実を隠す場合、虚偽をなした場合。
- (2) 無断で名称、経営場所、パートナー又は出資者、法定代表者又は執行事務パートナーを変更する。
- (3) 他の専利代理機構を貶すかまたは不正手段により業務を引受ける。
- (4) 同一の専利出願又は専利権に関連する事務について、利害衝突関係にある他の当事者の委任を受ける。
- (5) 無断で支機構を設立する。
- (6) 専利代理師に対する管理を怠り、重大な結果をもたらした。
- (7) 専利代理援助義務の履行を拒絶する。
- (8) その他の違法行為がある。

前項に規定する違法行為については、国務院専利行政部門は必要に応じて直接処理することができる。

第 49 条 専利代理師が法に違反して業務を執行する、又は過失で委任者に損失をもたらした場合、所在の専利代理機構は法に基づいて賠償責任を負う。

専利代理機構が賠償した後、故意又は重大な過失がある専利代理師から賠償を取り

戻すことができる。

第 50 条 本条例第 43 条の規定に違反して専利代理業務を行った場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は違法行為の停止を命じ、違法な所得を没収し、且つ違法所得の 1 倍以上 5 倍以下に相当する罰金を処する。

第 51 条 専利代理機構又は専利代理師は省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門又は国務院専利行政部門による具体的な行政行為に不服がある場合、法により行政不服審査を申し立てるか、又は行政訴訟を提起することができる。

第 52 条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門又は国務院専利行政部門の職員が本条例の規定に違反して、権限を濫用し、職務を怠り、不正を働く場合には、法により処分を与える。犯罪を構成している場合には、法により刑事的責任を追及される。

第 6 章 附則

第 53 条 国防専利事務を代理する専利代理機構の管理方法については、国務院専利行政部門が国防専利機構と協議したうえ別途制定する。

第 54 条 外国の専利代理機構は中華人民共和国の境界内に常駐代表機構を設立する場合、国務院専利行政部門の許可を得なければならない。

第 55 条 本条例は 年 月 日より施行する。1991 年 4 月 1 日に国務院から発布・施行された「専利代理条例」は同時に廃止する。

本条例が施行される前に法により設立した専利代理機構及び法により業務執行する専利代理人は、本条例の施行後に、専利代理機構、専利代理師の名義で専利代理業務を続けることができる。